
参事官（文化観光担当）



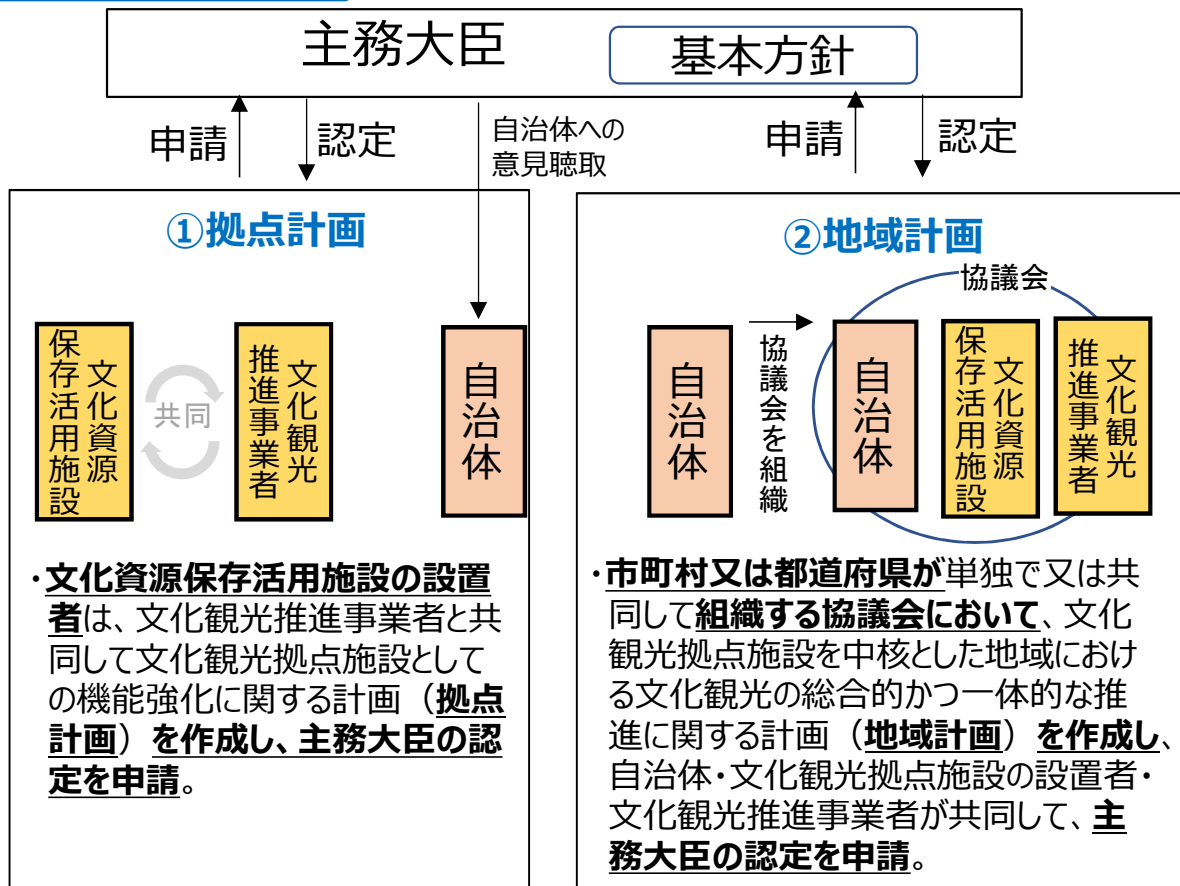
1. 文化観光の推進について
2. 日本遺産について
3. 博物館等の振興について

1. 文化観光の推進について（文化観光推進法関係）

趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法案のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
 文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等
 文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

※施行期日：令和2年5月1日

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - ・令和3年度予算額：1,945百万円（拡充）
 - ・積算件数：40件（1件約4千5百万円）
 - ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
 - ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究 ・資料・コレクションのデータベース化
- ・鑑賞しやすい展示改修 ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説紹介 ・多言語アプリ、オーディオガイド
- ・VR・AR等の体験型コンテンツ ・ガイドツアー事業 ・専門人材確保

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上 ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等） ・館内案内の多言語化

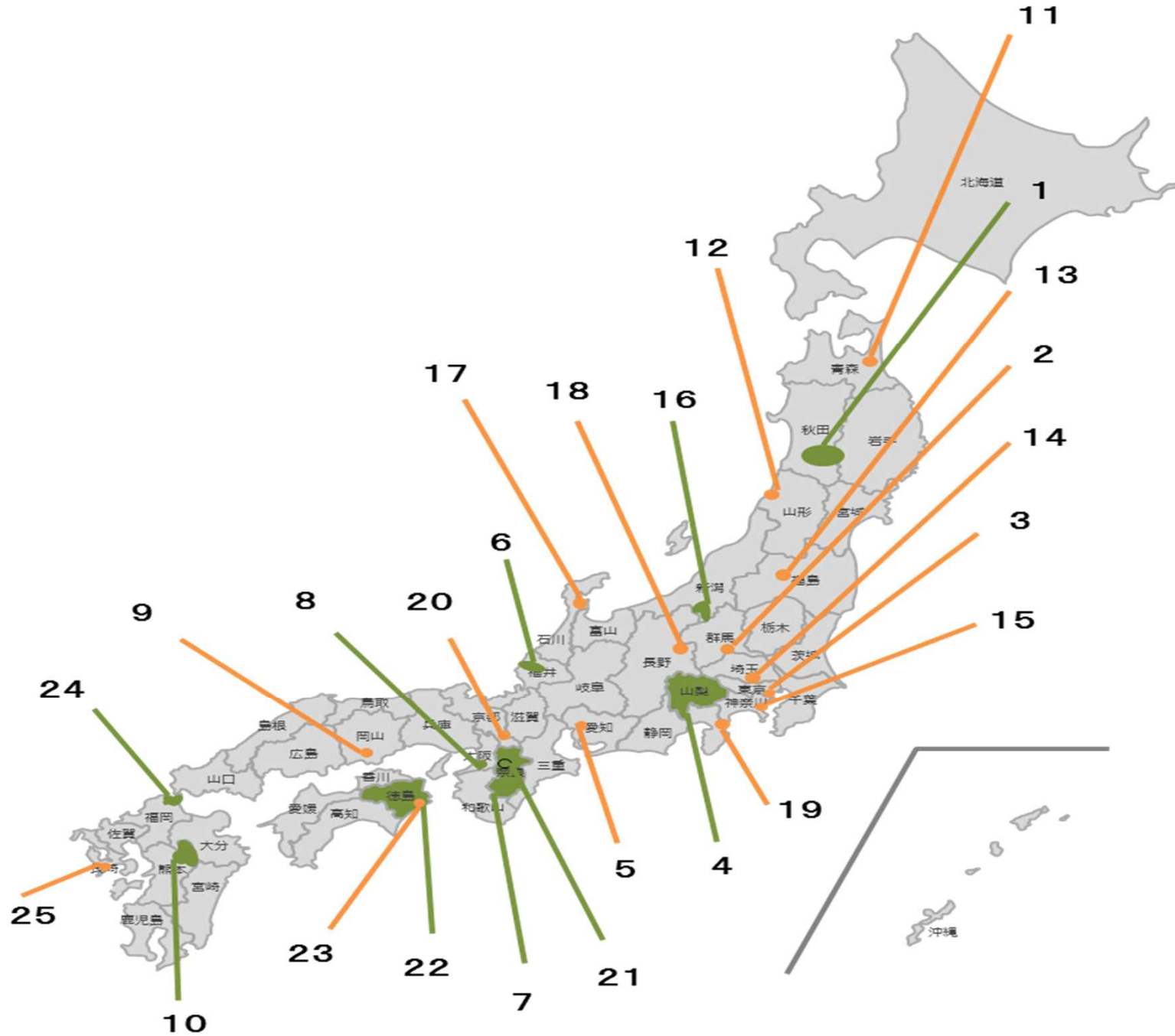
④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

文化観光推進法 認定計画（25計画）

R2年11月時点

認定日	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和2年 8月12日	1	秋田県横手市	地域	横手市	横手市増田まんが美術館
	2	群馬県高崎市	拠点	群馬県	群馬県立歴史博物館
	3	東京都品川区	拠点	(株)寺田倉庫	TERRADA ART MUSEUM(仮称)
	4	山梨県	地域	山梨県	山梨県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キースヘリング美術館、清春芸術村
	5	愛知県名古屋市	拠点	(公財)徳川黎明会徳川美術館	徳川美術館
	6	福井県福井市	地域	福井県	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
	7	奈良県	地域	奈良県	奈良国立博物館、奈良県立美術館、奈良県立民俗博物館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、なら歴史芸術文化村
	8	大阪府堺市	地域	堺市	堺市博物館、さかい利晶の社、堺伝統産業会館
	9	岡山県倉敷市	拠点	(公財)大原美術館	大原美術館
	10	熊本県	地域	阿蘇市	阿蘇火山博物館
令和2年 11月18日	11	青森県十和田市	拠点	十和田市	十和田市現代美術館
	12	山形県酒田市	拠点	(公財)本間美術館	本間美術館
	13	福島県会津若松市	拠点	福島県	福島県立博物館
	14	埼玉県所沢市	拠点	(一財)角川文化振興財団	角川武蔵野ミュージアム
	15	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜美術館
	16	新潟県十日町市	地域	十日町市	十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター、越後松之山「森の学校」キョロロ、十日町市清津峡溪谷歩道トンネル
	17	石川県七尾市	拠点	七尾市	和倉温泉お祭り会館
	18	長野県御代田町	拠点	(株)アマナ	MMoP 御代田写真美術館(仮称)
	19	静岡県熱海市	拠点	(公財)岡田茂吉美術文化財団	MOA美術館
	20	京都府京都市	拠点	京都市上下水道局	琵琶湖疎水記念館
	21	奈良県明日香村	地域	明日香村	飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、石舞台古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳
	22	徳島県	地域	徳島県	徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷、阿波おどり会館、藍住町歴史館藍の館、徳島県立大鳴門橋架橋記念館(渦の道)
	23	徳島県美波町	拠点	美波町	日和佐うみがめ博物館カレッタ
	24	福岡県北九州市	地域	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館、北九州市立新科学館(仮称)
	25	長崎県長崎市	拠点	(株)ユニバーサルワーカーズ	軍艦島デジタルミュージアム



趣旨

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環を生み出すことを目的とする「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」に基づく拠点計画及び地域計画の策定・実施のための事業について支援を行う。

事業内容

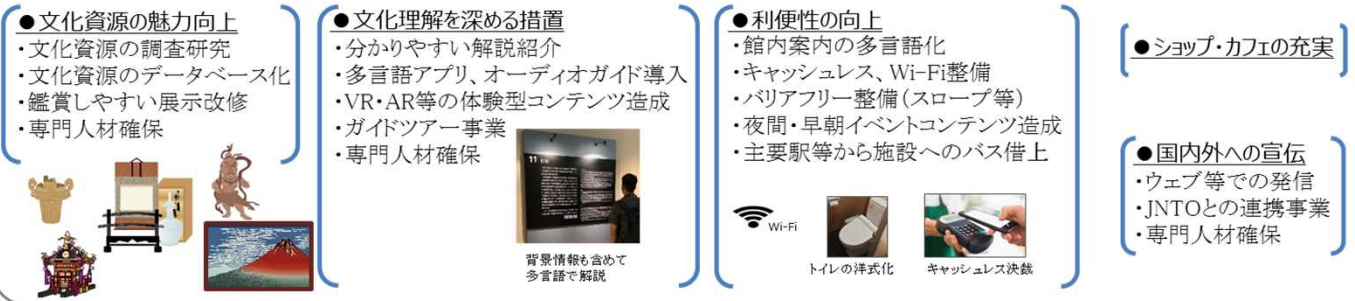
① 計画の策定のための支援

データの収集・分析、アンケートの実施、協議会等の開催、実証調査等の経費を支援。

② 文化拠点としての機能強化に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

拠点計画 (文化観光拠点施設) において実施する事業のイメージ



③ 地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援

※感染症防止対策等の対応が含まれる。

地域計画において実施する事業のイメージ



④ 計画の推進のための支援

好事例の収集・分析、専門家の派遣、取組事例の横展開のためのセミナー等を実施。

スキーム

①②③: 補助事業

- 補助対象者: 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者
- 補助金額: 予算の範囲内で補助対象経費の2/3 (地方負担分は特別交付税措置を要望中)

④: 委託事業

積算

■積算内訳

- ①: 40,000千円
- ②③: 45,000千円 × 40箇所 = 1,800,000千円
- ④: 105,000千円

令和3年2月～	計画の申請前相談
令和3年3月	計画公募
令和3年3月	補助金交付要望受付
令和3年5月	計画認定 補助金採択・不採択決定
令和3年6月	交付決定通知→事業開始

(注1) 上記は現時点での想定スケジュールであり変更の可能性あり。

(注2) 計画策定のための支援にかかる公募は別途案内予定。

(参考)

※添付の補助金以外も現在調整中。

観光庁(参事官(外客受入担当)):1,037百万円

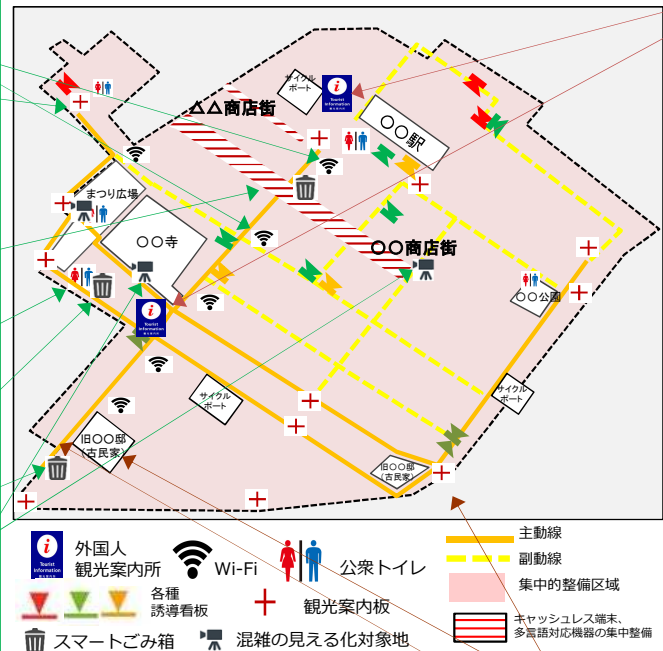
○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応、スマートごみ箱の整備、混雑対策の推進等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所や「道の駅」等の機能強化、古民家等の歴史的資源や自転車の活用等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

A ■ まちなかの周遊機能の強化 (まるごとインバウンド対応)

- 多言語表示の充実・改善
- エリア無料Wi-Fiの整備
- 飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備
- トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 観光スポットの段差の解消、ゴミ対策
- 混雑対策の推進

- 二次元コードも活用した多言語観光案内標識の一体的整備
- 観光スポットの掲示物・HP等の多言語化
- 無料公衆無線LAN環境の整備
- ワーケーション環境の整備(拡充)
- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- メニューのオンライン化(拡充)
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上(光触媒タイルの活用等)
- 先進的な決済環境の整備
- 免税店電子化対応環境の整備等(拡充)
- 多様な宗教・生活習慣への対応力の強化
- H P・コンテンツ作成
- 案内放送の多言語化
- 掲示物等の多言語化
- おむつ交換台の整備(拡充)
- 授乳室の整備(拡充)等

地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



地域要件
以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの

- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
- 重要な文化財や国立公園が所在する地域
- 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

補助率
2分の1(多言語表示の充実等)
3分の1(歴史的観光資源の高質化等)

事業主体
(1) 地方公共団体(港務局を含む。)
(2) 民間事業者(公共交通事業者等を含む。)
(3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
(4) 協議会等

B ■ 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能強化

- 情報発信機能の強化
- 訪日外国人旅行者への対応力の強化
- 外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化
- 非常時情報発信機能の整備

- デジタルサイネージの整備
- VR機器の整備
- 多言語音声ガイドの整備
- AI・チャットBotの整備
- オンラインコンテンツの整備(拡充)等
- 無料公衆無線LAN環境の整備
- 多言語翻訳システム機器の整備
- 多言語案内用タブレット端末の整備
- 免税対応端末、手ぶら観光等
- デジタルサイネージを活用した災害時情報発信機能の整備

実施要件
・Aを1つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能
・Cについては、メニュー単独での整備も可能

■ 古民家等の歴史的資源の活用による観光まちづくり

- 歴史的観光資源の高質化
- 電線の地中化や軒下・裏配線等の無電柱化

■ 先進的なサイクリング環境整備事業

- 古民家等の観光資源化

- 多言語案内看板
- サイクリングの設置
- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信

■ 「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業

- 外国人観光案内所の整備・改良等
- 多言語翻訳システム機器等の整備
- 多言語翻訳用タブレット端末の整備
- 洋式便器の整備及び清潔等機能向上
- 先進的な決済環境の整備
- 案内放送の多言語化
- 段差の解消
- おむつ交換台の整備(拡充)
- 授乳室の整備(拡充)等

- 新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。
- あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援。

①～⑤をセットで整備 (3点以上)

①多言語対応 (事故・災害時等を含む)

- 多言語表記等
- スマートフォンアプリの活用等による案内放送の多言語化
- タブレット端末、携帯型翻訳機、多言語拡声装置等の整備
- 多言語バスロケーションシステムの設置

②無料Wi-Fiサービス

- 旅客施設や車両等の無料Wi-Fiの整備

③トイレの洋式化

- 洋式トイレ、多機能トイレの整備

④キャッシュレス決済対応

- 全国共通ICカードの導入
- QRコードやクレジットカード対応企業乗車券のICカード化
- レンタカーのキャッシュレス対応

⑤感染症拡大防止対策

- 車内の抗菌・抗ウイルス対策
- ターミナル等の衛生対策

※通常は整備が想定されない場合(例:②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。
 ※①、④、⑤については、少なくともいずれか1つ実施。

✚ (あわせて⑥～⑨を支援可能)

⑥非常時のスマートフォン等の充電環境の確保

- 非常用電源装置・携帯電話充電設備等

⑦大きな荷物を持ったインバウンド旅客のための機能向上

or

- (旅客施設の段差解消)
- (LRTシステム等の整備)
- (インバウンド対応型タクシー)
- (インバウンド対応型バス)
- (荷物置き場の設置)

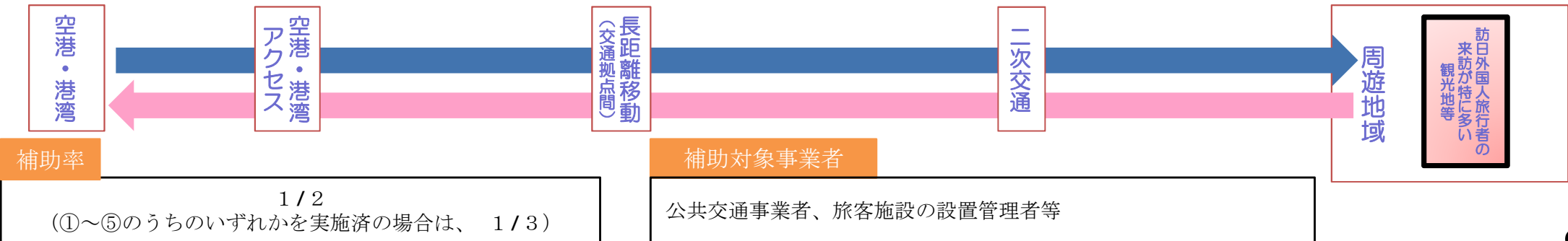
- 段差解消やスーツケース置き場の確保

⑧移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

- 観光列車
- 魅力ある観光バス
- サイクルトレイン

⑨多様なニーズに対応する新たな交通サービスの創出等

- オンデマンド交通(予約システム、住民ドライバー研修費)
- 超小型モビリティ・シェアサイクル等(サイクルポート等)
- 手荷物配送(予約システム)



訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光庁（参事官（外客受入担当））：3,383百万円

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、観光地及び公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、地方自治体や観光地域づくり法人(DMO)、旅館・ホテル、交通事業者その他の民間事業者等が行う、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの提供拡大、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、「新しい生活様式」に対応した感染症対策等に関する個別の取組を支援する。
また、最新の知見を踏まえた観光分野における感染症対策や持続可能な観光の実現に向けた、地域の先進的な取組をモデル事業として支援する。

○地方での消費拡大に向けた取組を支援

外国人観光案内所等の整備・改良等及び災害等の非常時対応の強化	案内標識の多言語化	多言語翻訳システム機器の整備	デジタルサイネージの整備	無料公衆無線LAN環境の整備	非常用電源装置	観光スポットの段差の解消	<p>拡充</p> <p>感染症対策</p> <p>■サーモグラフィ等の導入</p> <p>■非接触式等の先進的決済環境の整備</p> <p>■公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上</p> <p>■混雑状況の「見える化」等</p>

注：補助対象は、観光地の「まちあるき」の満足度向上支援事業の対象となる地域を除き、着地型整備に積極的に取り組んでいる地域において実施されるものに限る。
また、非常用電源装置と感染症対策については、地域要件の対象外

○宿泊施設での滞在時の快適性の向上に向けた取組を支援

■基本的ストレスフリー環境整備

無料Wi-Fiの整備	案内表示の多言語化	タブレット端末の整備	決済端末等の整備	サーモグラフィ等の導入	混雑状況の「見える化」

■バリアフリー環境整備

客室のバリアフリー化	浴室のバリアフリー化	食堂の段差の解消	トイレのバリアフリー化	非接触型チェックインシステムやキーレスシステムの導入

○移動に係る利便性及び快適性の向上に向けた取組を支援

多言語表記	多言語案内用タブレット端末等の整備	無料Wi-Fiの整備	トイレの洋式化及び機能向上	全国共通ICカード、QRコード決済等の導入	移動円滑化	感染症対策

○実証事業の実施

- 訪日外国人旅行者の安全安心な旅行促進調査
 - 訪日外国人旅行者向け受入環境整備に関する調査
- 等
- 補助率： 1/2 (例：非常用電源等) 1/3 (例：案内標識の多言語化等) 等

1. 文化観光の推進について（文化資源の高付加価値化関係）

趣旨

ポストコロナに向け、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の滞在・消費の促進が急務となっていることを踏まえ、こうした旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

博物館等の文化施設における夜間の特別解説ツアーの実施、社寺等の文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭の実施といった、上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る。

<文化施設の高付加価値化>



夜間等の特別解説ツアー等の実施



城泊の実施

<文化資源の高付加価値化>

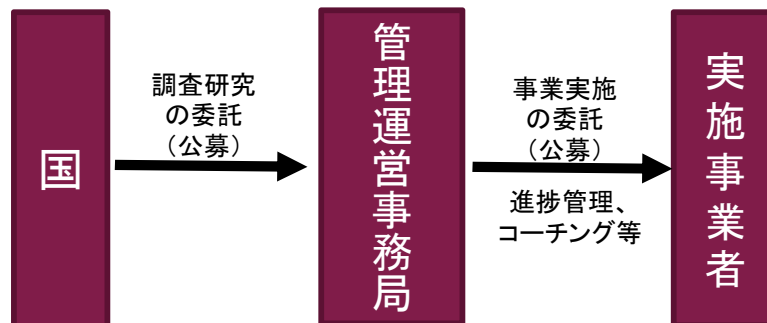


文化資源をユニークベニューとして活用した音楽祭や芸術祭等の実施



特別な体験の提供

スキーム



事業者

文化施設・文化資源の設置者・管理者、観光地域づくり法人(DMO)、自治体、民間事業者等

積算

- ・公募事業 700百万円 35件(1件20百万円)
- ・事務委託費、謝金等 100百万円

概要

訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、文化財に対して多言語で先進的・高次元な言語解説を整備する事業を、観光施策と連携させつつ実施する。また、富裕層など上質な観光サービスを求め、これに相応の対価を支払う旅行者の長期滞在・消費拡大に向け、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進し、「文化振興・観光振興・地域活性化」の好循環を創出する。

事業内容

文化財を中核とした観光拠点を中心として、先進的・費用対効果の高い多言語解説の整備【補助率1/3】



2次元コードにスマートフォンをかざすと、英語など多言語解説文のテキスト表示と音声を読み上げられる。

(栃木：二荒山神社等)



現存しない建造物等を史実に基づいて高精細かつ色鮮やかに、多言語によるナレーションにより、VRコンテンツで再現。

(奈良：春日大社等)

観光庁・文化庁・環境省の連携による解説整備を推進

【観光庁】
魅力的でわかりやすい
解説文作成

専門家を派遣し、
魅力ある多言語解
説文の作成支援

分かりやすい
多言語解説整
備推進委員会

【文化庁】
先進的・高次元な媒体
整備

先進的な媒体を用
いた解説整備への
支援

【対象事業者】
文化財所有者、自治体、民間団体等

上質な文化観光コンテンツの造成等を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するとともに、本事業で得られる成果を横展開することで、民間事業者等による更なる取組の促進を図る



博物館等の文化施設における
夜間の特別解説ツアーの実施



文化資源をユニークベニューとして活用した
音楽祭や芸術祭等の実施



城泊の実施



特別な体験の提供

【対象事業者】
文化施設・文化資源の設置者・管理者、
観光地域づくり法人（DMO）、自治体、民間事業者等

3月下旬～4月下旬

事業公募期間

5月中

審査

6月上中旬

採択・事業開始

～2022年2月

事業終了

※スケジュールは現段階の目安であり、変動する可能性があります。

2. 日本遺産について

「日本遺産 (Japan Heritage)」事業の見直しについて (中間とりまとめ)

令和2年12月
日本遺産フォローアップ委員会

1. 「日本遺産」事業見直しの背景

○「日本遺産」は、2015年度より認定を開始し、これまでの6年間で104件を認定したところ。

(1) 総括評価について

○認定地域は6年間の「地域活性化計画」に基づき地域活性化や観光振興に取り組んでおり、文化庁は認定地域に対して認定後3年間を目途に重点的な財政支援を実施し、認定地域の自立・自走化に向けた環境整備を促している。

○認定地域は「地域活性化計画」期間終了後の翌年には全期間を通じての総括評価を受けることになっているところ、2015年度の認定地域が本年度末をもって「地域活性化計画」期間を終了することとなっている。

○これを踏まえ、総括評価の仕組みについて検討するもの。

(2) 今後の方策について

○「日本遺産」の認定件数は、2020年までに100件程度行うこととしていたところ、2020年6月の認定をもって104件を認定したところ。

○今後も、「日本遺産」を活用した継続的な取組みを推進するにあたり、これまで認定された地域においては、その取組みに温度差があるなどの課題が見受けられることから、「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策（取組状況に関するフォローアップの強化、優良な取組み事例の横展開、新たな制度の導入等）について、本委員会において、検討することとする旨を2020年6月に発表したところ。

○これを踏まえ、今後の方策について検討するもの。

2. 「日本遺産」事業見直しの方向性

○これまで認定された地域においては、その取組みに温度差があるなどの課題が見受けられる。

・当初3年間（重点支援期間）において、情報発信に重点的に取り組む地域が多くみられる。また、同期間終了後において、継続的な磨き上げを支援する予算の活用が進んでいない。

・国の観光関係施策の活用状況に差がみられる。

○こうした課題を踏まえ、「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化してい

くため、「日本遺産」事業について、以下の方向性で見直すことが適当である。

- ・取組状況に関するフォローアップの強化や、新たな制度の導入など、地域の不断の努力を促すメカニズムを構築する。
- ・優良な取組み事例の創出とその横展開や、自立・自走化に向けたインセンティブなど、地域の磨き上げを促進するための支援を充実する。

3. 「日本遺産」事業の新たなスキーム

(1) 総括評価の仕組み

○総括評価は、「計画目標の達成に対する評価」及び「取組内容に対する評価」（別添）により構成し、それぞれについて、本委員会において、評価（可または不可）を決定することとすることが適当である。

○総括評価にあたっては、被評価の認定地域において自己評価を実施するとともに、必要に応じ、本委員会による現地調査を実施することとすることが適当である。

○認定の更新は、総括評価の評価結果に加え、被評価の認定地域において作成した新たな「地域活性化計画」（3年間）についての審査結果を踏まえて、決定することとすることが適当である。

○認定地域は、新たな「地域活性化計画」期間終了後の翌年において、全期間を通じての総括評価を受けることとすることが適当である。

(2) 先進モデルの構築

○総括評価の評価結果及び新たな「地域活性化計画」についての審査結果を踏まえて、認定地域のうち、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域を「重点支援地域」として選定し、重点的に支援することにより、先進モデルを構築することが適当である。

○「重点支援地域」に対して、事業実施、体制強化、情報提供等の支援を充実することとし、支援の内容について引き続き検討を進めることが適当である。

(3) 取消し制度の導入

○「計画目標の達成に対する評価」及び「取組内容に対する評価」において、いずれの評価結果も「不可」とされた認定地域については、認定を取り消すこととすることが適当である。

○新たな「地域活性化計画」についての審査結果が「C（認定基準を満たしていない）」とされた認定地域についても、再審査のプロセスを設けたうえで、なお「C」とされたものについて、認定を取り消すこととすることが適当である。

(4) 「候補地域」の新設

○「日本遺産」として認定する候補となり得る地域（「候補地域」）を「認定」し、「地域活性化準備計画」（3年間）に基づく磨き上げを支援することにより、「日本遺産」を活用した取組みの底上げを図ることが適当である。

○新たな「候補地域」の認定は、新規認定の募集のプロセスによるもの（ α ）と、認定地域の認定の更新のプロセスによるもの（ β ）とすることが適当である。 α については、総括評価の評価結果及び新たな「地域活性化計画」についての審査結果を踏まえて、「候補地域」としての認定を更新できることとし、 β については、「候補地域」としての認定を更新できないこととすることが適当である。

○「候補地域」に対して、地域の活性化や観光振興の土台づくりとして、人材育成、普及啓発、調査研究等の支援を行うなど、支援の内容について引き続き検討を進めることが適当である。

○「日本遺産」の認定件数は、当面の間、100件程度とするこれまでの認定方針を堅持することとし、これを踏まえつつ、「重点支援地域」及び「認定地域」の入れ替えを行っていくこととすることが適当である。

○その他、認定するストーリーや、ストーリーを語る上で不可欠な文化財群、認定申請の手続き等の事業のスキームについて、認定地域に準じて設計することとすることが適当である。

（5） 地方自治体への財政支援の見直し

○地域の磨き上げを促進するため、「重点支援地域」、「認定地域」及び「候補地域」の各段階に応じ、支援の内容を充実するとともに、メリハリのある支援を講じることについて、引き続き検討を進めることが適当である。

（6） その他

○文化観光推進法に基づく文化観光拠点・地域の整備において、「日本遺産」の取組みと連携し、地域の磨き上げを促進するため、「重点支援地域」、「認定地域」及び「候補地域」において文化観光推進法の活用を促進するための方策について、引き続き検討を進めることが適当である。

○地域の自立・自走化に向けた環境を整備し、「日本遺産」を活かした持続可能な地域づくりを進めるため、民間事業者等との連携・協力を促進するための方策について、引き続き検討を進めることが適当である。

○格付け、順位付け等の仕組みについて、「日本遺産」全体の底上げやブランドの強化が一定程度進んだ段階で、検討を行うこととすることが適当である。

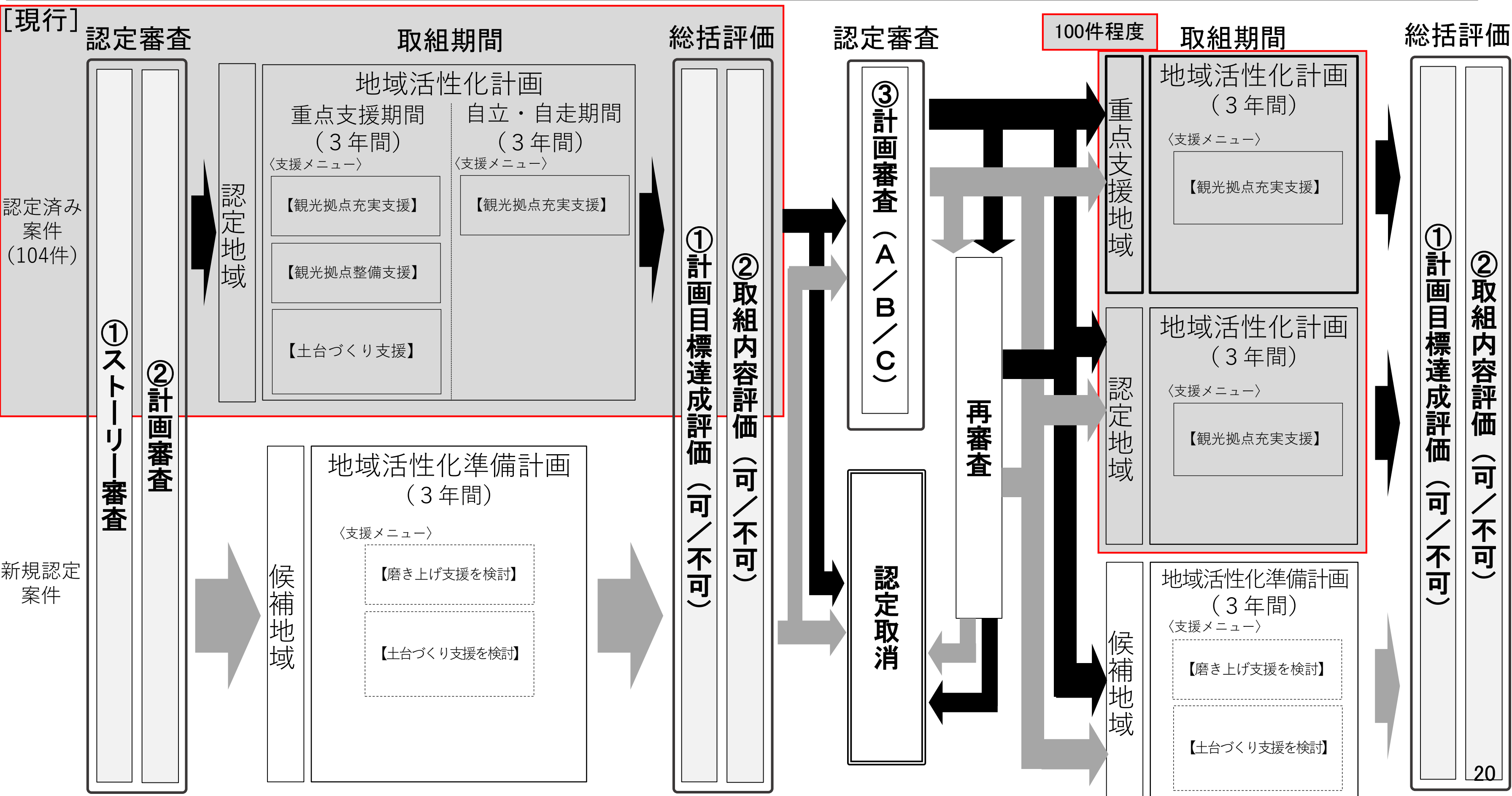
I. 計画目標の達成に対する評価

目標	設定指標	実績値						個別評価
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	
日本遺産を活用した集客・活性化	観光客入込数							(可/不可)
	その他	(例)経済効果						
		(例)宿泊者数						
日本遺産を核としたコミュニティの再生・活性化	地域の文化に誇りを感じる住民の割合							(可/不可)
	その他	(例)小中学生における認知度						
		(例)出前授業等の回数						
日本遺産に関する取組を行うための持続可能な体制の維持・確立	(例)日本遺産への協力団体数							(可/不可)
	(例)日本遺産のためのふるさと納税額							
	(例)日本遺産関連で開発された商品・サービス数							
その他	(例)ガイド人数							(＋α)
	(例)祭りの祭礼数							
							総合評価	(可/不可)

II. 取組内容に対する評価

評価項目	評価指標	実績値	評価	取組内容	評価	個別評価	
※欄内は例示。 ※具体的な取組内容については、現地調査等により確認。							
(1) 組織整備 ・リーダーシップの発揮 ・ボトムアップの仕組 ・地域間連携の仕組	・個人サポーター、法人 パートナー数 ・協議会の収益額(協賛金、 ふるさと納税額等)		(可/ 不可)	・プロジェクトリーダーの決定 ・民間主体のテーマ別ワーキンググループ設置 ・関係する部局・地域による定例の連絡会議の設置 ・サブリーダーを設置し次期リーダーを育成 ・ワーキンググループ提言の実行(責任者を明確化する)	(可/ 不可)	(可/不可)	
(2) 戦略立案 ・地域コンセプト ・長期的戦略 ・マーケティング調査	・ブランド力、ブランド認知 度 ・地域コンセプトの浸透度 (地域内、外)		(可/ 不可)	・地域の未来の姿を可視化し協議会で共有(20-30年後) ・地域の長期的構想への組み込み(歴史文化基本構想含む) ・マーケティング調査の実施 ・調査に基づき地域コンセプトを確定 ・マーケティング戦略策定と成果指標の設定	(可/ 不可)	(可/不可)	
(3) 人材育成 ・地域プロデューサー ・地域民間プレイヤー (ガイド人材を含む)	・地域プロデューサー数 ・地域プレイヤー数 ・地域活性化の活動の頻 度(ワークショップ数など)		(可/ 不可)	・地域プロデューサーの探索・組織化(多業種から複数名) ・地域プレイヤーの探索・組織化(ガイドを含む) ・地域プロデューサーの活動の活性化 ・地域プレイヤーの育成(日本遺産ガイド育成を含む)	(可/ 不可)	(可/不可)	
(4) 整備 ・ストーリーを伝える仕組 ・サブストーリーの広がり ・構成文化財の継承	・観光客の理解の深まりに 関する満足度 ・観光客の滞在時間の増 加		(可/ 不可)	・ストーリーを体験するための説明版・案内板の設置 ・ストーリーを支えるサブストーリーの抽出 ・構成文化財を後世に引き継ぐための取組 ・日本遺産センター(コーナー)などの拠点づくり ・パンフレットの整備	(可/ 不可)	(可/不可)	
(5) 観光事業化 ・ストーリーの体験 ・観光インフラ ・商品化の体制	・観光客の入込数・滞在時 間・消費金額(客単価) ・観光客の周遊エリアの拡 大		(可/ 不可)	・モデルルートの作成(地域コンセプト、調査に基づく) ・ワーキンググループでの観光化施策の取りまとめ ・駐車場・宿泊インフラの課題抽出と対応(民泊活用など) ・モデルルートの磨き上げ(体験プログラムの導入) ・ワーキンググループの観光化施策の提言の実行 ・2次交通の整備 ・商品化のためのDMOや事業者との連携	(可/ 不可)	(可/不可)	
(6) 普及啓発 ・学校を通じた普及活動 ・地域での高い認知度	・学習体験をした生徒の数 ・日本遺産の認知度 ・民間主導のイベントの数		(可/ 不可)	・小・中学校での普及啓蒙(総合学習、ガイド育成、体験など) ・地域・民間を巻き込むための普及啓発 ・教育体験プログラムの整備	(可/ 不可)	(可/不可)	
(7) 情報編集・発信 ・継続的な情報発信体制 ・顧客とのエンゲージメン ト ・マーケティング戦略	・ウェブサイトのページ ビュー ・更新回数、投稿数 ・フォロワー数などのエン ゲージメント数		(可/ 不可)	・更新可能なウェブサイトの作成(モバイルを最優先) ・SNSなどの継続的・双方向の発信手段の整備 ・定期的な情報発信の組織内プロセス整備 ・OTAでの体験プログラム等の商品販売(オンライン予約・ キャッシュレス等) ・マーケティング戦略の検証	(可/ 不可)	(可/不可)	
						総合評価	(可/不可)

「日本遺産(Japan Heritage)」事業の見直しについて





今後のスケジュール

令和3年

<総括評価・認定更新のプロセス>

1月～3月

被評価の認定地域において、取組結果及び自己評価並びに新たな「地域活性化計画」を作成・報告



4月～5月

認定地域からの報告を踏まえ、必要に応じ、フォローアップ委員会による現地調査



6月

フォローアップ委員会において総括評価結果をとりまとめ、文化庁に報告

審査委員会において認定審査結果をとりまとめ、文化庁に報告

評価結果・審査結果を踏まえて、認定更新の可否を文化庁が決定、公表

<新規認定のプロセス>

文化庁において、新規認定の募集を開始。

認定を目指す地域において、地域活性化準備計画等を作成・申請



審査委員会において認定審査結果をとりまとめ、文化庁に報告

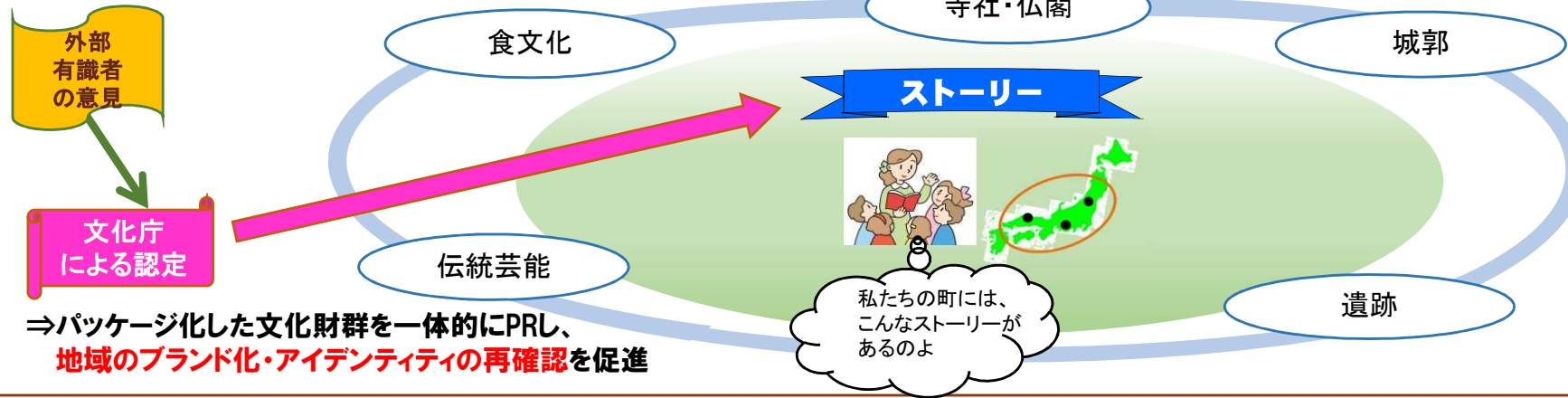
審査結果を踏まえて、新規認定の可否を文化庁が決定、公表

概要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。

日本遺産(Japan Heritage)

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信



本邦国策を北海道に観よ！
～北の産業革命「炭鉄港」～



琉球王国時代から連綿と続く
沖縄の伝統的な「琉球料理」
と「泡盛」、そして「芸能」

地域に対する支援

地域文化財総合活用推進事業

地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

- ① 人材育成事業 ・観光ガイドやボランティア解説員の育成等
- ② 普及啓発事業 ・ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催等
- ③ 調査研究 ・旅行者（訪問予定者）の嗜好性調査等

※①②③において、感染症防止対策等に対応

日本遺産プロモーション事業

- ・JNTOと連携した海外プロモーションの抜本的強化
- ・日本遺産周遊促進モデルの構築
- ・日本遺産ポータルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（2月13日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- ・地域のニーズにあった専門家の派遣（日本遺産プロデューサー派遣事業）による地域活性化の支援
- ・民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットフォームの形成

「日本遺産」全体の底上げを図り、ブランドを維持・強化していくための具体的な方策（取組状況に関するフォローアップの強化、優良な取組事例の横展開、新たな制度の導入等）について、外部有識者で構成される「日本遺産フォローアップ委員会」において検討し、施策に反映。

1月中旬

募集開始

2月中旬

交付要望締切

4月～

採択・事業開始

～2022年3月

事業終了

※上記スケジュールは令和元年度及び2年度認定の日本遺産についての、
現段階の目安であり、変動する可能性があります。
また、候補地域における事業に係る募集については、7月を予定しています。

概要

文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組(Living History)を支援することなどにより、文化財の活用による地域活性化の好循環を創出を行う。また、訪日外国人観光客が多く見込まれる日本遺産や世界文化遺産などにおいて、地域全体で魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成などを行うことで、観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

事業内容

【補助対象事業者】 地方公共団体等

【補助率】 1 / 2 (ただし、条件に応じ 2 / 3 を上限に加算)

- ① 文化財建造物や史跡等を訪れた方が、歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元行事や展示・体験事業などの取組み「Living History (生きた歴史体感プログラム)」を支援するとともに、特別料金の徴収等の仕組みを構築



(絵図より忠実に再現した用工具箱)



(当時の饗応の様子を御殿にて再現)



(縄文時代の生活を実際に体験)



(茶会の料理再現)

- ② 日本遺産や世界遺産などの外国人観光客が見込まれる地域で、魅力向上につながる一体的な整備や美観向上、公開活用のためのコンテンツの作成などを行うことで、観光拠点としての磨き上げを実施



(ガイド施設整備)



(伝統的な家屋の宿泊施設への転用)



(建造物の美観向上 (塗装の振り直し)



[観光拠点整備事業]

1月中旬	募集開始
2月中旬	交付要望締切
4月～	採択・事業開始
～2022年3月	事業終了

※上記スケジュールは令和元年度及び2年度認定の日本遺産についての現段階の目安であり、変動する可能性があります。
文化遺産観光拠点充実事業の募集については、4月以降を予定しています。
また、認定が更新された地域及び候補地域における事業に係る募集については、7月を予定しています。

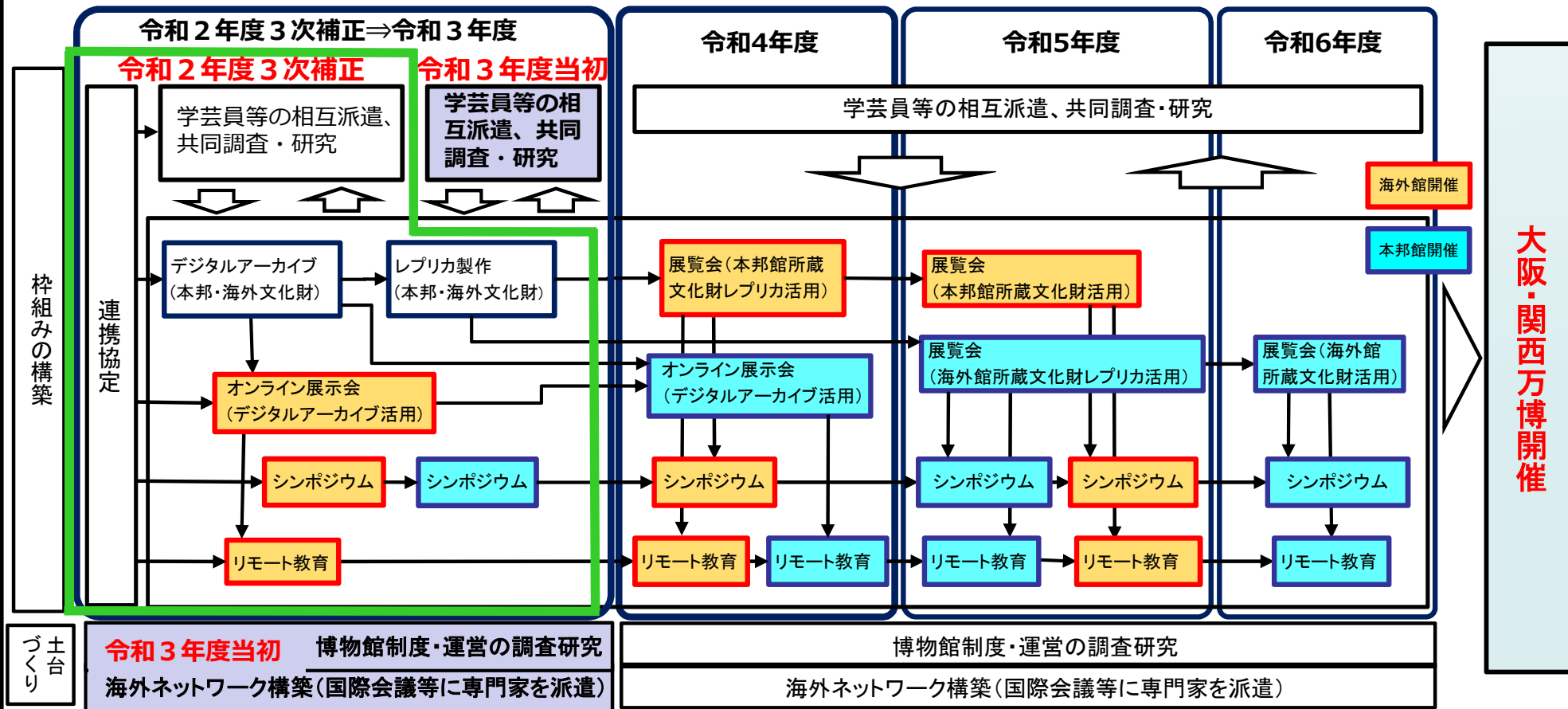
3. 博物館等の振興について

趣旨

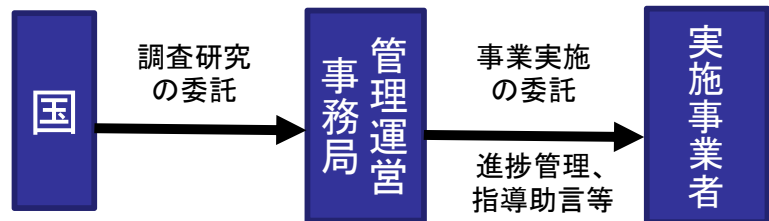
「ICOM京都大会2019」を契機として、若手研究者の海外ネットワークの構築等の国際交流を促進してきたところ、新型コロナウイルスによって甚大な影響を受けている。2021年に延期された東京オリンピック・パラリンピックや、さらに2025年の大阪・関西万博を見据え、「新たな日常」に対応した収益力の強化や、日本文化の発信機能の強化が重要であることから、**海外館と連携し、ウィズコロナにおける持続的な国際交流モデルを構築**する。

事業内容

< 進め方（イメージ） >



スキーム



積算

令和3年度予算額（案） 51,608千円

- 学芸員等の相互派遣、共同調査・研究 25,021千円（事業件数 2件程度）
- 博物館制度・運営の調査研究 12,000千円
- 海外ネットワーク構築 12,000千円
- その他審査経費等 2,587千円

3月下旬～4月下旬

事業公募期間

5月中

審査

6月上中旬

採択・事業開始

～2022年2月

事業終了

※スケジュールは現段階の目安であり、変動する可能性があります。

趣旨

学芸員資格の認定に係る試験及び審査、学芸員等を対象とした専門的・実務的な知識・技術に関する研修、知識・技術の習得等を目的とした海外博物館への派遣など、学芸員の資質向上に資する事業を展開。
さらに、学芸員等のマネジメント能力や教育普及を担う実践的な能力を向上させるため、それぞれの人材養成に資する研修を実施。同研修を通じて、学芸員等のネットワーク構築や博物館機能強化を図る。

事業内容

1. 学芸員の養成

①学芸員資格の付与

学芸員資格認定試験の実施 (学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有しているかの試験を実施)

2. 学芸員の資質向上

②博物館学芸員専門研修

- ・中堅学芸員向けの研修 (年1回 (3日間) 50名程度)
- ・新任館長向けの研修 (年1回 (3日間) 50名程度)

③学芸員等在外派遣研修

- ・若手中堅学芸員等の海外派遣研修
- ・ICOM京都大会を契機に学芸員の国際力向上を推進
 - 5～10名を派遣
 - 3ヶ月～1年の期間
 - ※派遣期間中の人的補填も支援

④ミュージアム・マネジメント研修

- ・学芸系・事務系問わず博物館管理職向け研修 (年1回 (3日間) 50名程度)



⑤ミュージアム・エデュケーション研修

- ・教育事業の企画開発・運営の実践的研修 (年2回 (5日間) 50名程度)
- ※8年間で450名弱受講
ネットワーク化構築



1年目

新人

10年目

若手

20年目

中堅

30年目

管理職

- 文化庁 (文化振興基盤整備費) で実施する学芸員研修

- 学芸員数: 約8,403人、博物館数: 5,738館 (平成30年度)

研修体系

文化庁

博物館学芸員専門講座 [50人: 3日間]

学芸員等在外派遣研修 [5～10名: 3か月、半年、1年]

博物館長研修
[50人: 3日間]

ミュージアム・エデュケーション研修[50人: 5日間]

ミュージアム・マネジメント研修
[50人: 3日間]